

商品券の配布がはじまりました

(令和8年2月27日更新)

食料品等の物価高騰による負担軽減を図るための商品券(JCBギフトカード)配布がスタートしました。(令和8年4月末頃までに配布予定)到着まで、今しばらくお待ちください。

**★全世帯への配布のため、お手元に届くまで日にちを要します。
(同一地域でも配達時期が異なる場合があります。)**

配達・不在票等配達に関するお問い合わせ

各世帯の具体的な配布時期について、役場では、お答えできません。

配達や、不在票に関するご質問等は**大垣郵便局(Tel 0570-031-467)**までお願いいたします。

○配達・不在票に関するお問い合わせの手順

1. 大垣郵便局(0570-031-467)に電話(自動音声につながります。)
2. 「3」(その他郵便のお問い合わせ)をダイヤル
3. 「3」(その他のお問い合わせ)をダイヤル
4. コールセンターにつながります。

配布方法

順次世帯主様あてに世帯全員分をまとめてゆうパックにて発送いたします。

- ・ゆうパックは、配達時に対面でのお受け取りが必要となります。
- ・ご不在の場合は、不在票が投函されますので記載内容をご確認のうえ、再配達等の手続きを行ってください。

(注)商品券の配布について、役場から電話をかけて**銀行・ATMへ誘導することは絶対にありません**ので、不審な電話などにはご注意ください。

商品券が利用できる町内の店舗

町内で食料品等の取り扱いがあり、JCBギフトカードが利用できる店舗は以下のとおりです。その他にも利用可能な場合がありますので、各店舗にご確認ください。

- ・トミダヤ
- ・バロー
- ・クスリのアオキ
- ・ドラッグユタカ神戸北店 など

その他全国のJCBカード利用可能店舗

JCBホームページ

https://www.jcb.co.jp/voucher/gift-card/merchant.html?srsltid=AfmBOooYMSiFSiSc_IbAYOqBDzIcr_54x5duqD_WHEgWVgQPyBnNXzBu

商品券ご利用時の注意事項

- ・商品券は交付を受けたご本人とご家族がお使いいただけます。
- ・おつりは出ません。不足分は現金などでお支払いください。
- ・再交付はできません。紛失されないようご注意ください。
- ・転売や換金をご遠慮ください。

商品券ご使用にあたってのお願い

商品券に使用期限はありませんが、この事業は国の令和7年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として実施しているため、制度の趣旨を鑑み、できる限り令和8年9月30日までにご使用いただくようお願いします。